

○ 青森県建設工事等電子入札運用基準

制 定 平成18年9月1日 青監第374号
最終改正 令和7年9月30日 青監第500号

第1 趣旨

この基準は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）及び公共土木施設維持管理等業務（別紙に掲げる業務をいう。以下同じ。）について、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第139条の2第1項に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）及び財務規則第148条に規定する見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の徴取（以下「電子見積り」という。）を行おうとする場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 財務規則第141条の2第1項に規定する電子入札システムをいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (3) ヘルプデスク 電子入札に関し、利用方法、電子入札システムの障害発生時における対処方法等の問い合わせに対応するために設置される窓口をいう。

第3 対象工事等

電子入札を行う建設工事、建設関連業務及び公共土木施設維持管理等業務は、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定による調達契約で、かつ、予定価格が総務大臣の定める額以上の額であるものをいう。）以外の契約から、契約担当者等（財務規則第129条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）が指定するものとする。

第4 運用時間

電子入札システムの稼働時間及びヘルプデスクの開設時間は、原則として、午前9時から午後5時まで（青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

第5 利用者登録

契約担当者等及び電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、電子入札に使用できるICカードを使用して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。また、ICカードの更新、追加等を行った場合も、同様とする。

第6 案件登録

契約担当者等は、電子入札を行う案件を、建設工事管理システムで入力することにより、電子入札システムに登録するものとする。

第7 入札参加者等が使用するICカード及び委任状の取扱い

- 1 入札参加者等（入札参加者及び入札に参加しようとする者をいう。以下同じ。）が、電子入札において使用することができるICカードは、当該入札参加者等（共同企業体（経常建設共同企

業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は特定建設工事共同企業体若しくは特定建設関連業務共同企業体（以下これらを「特定ＪＶ」という。）という。）にあっては、当該共同企業体を代表する構成員（以下「代表構成員」という。）の代表者又は当該代表者から入札、見積り及び契約締結の権限（共同企業体にあっては、入札及び見積りの権限）について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードとする。ただし、経常ＪＶについては、当該経常ＪＶが電子入札に係る手続のみに使用するＩＣカードに限り使用できるものとする。

- 2 受任者による電子入札への参加は、年間委任状が提出された場合に限り認めるものとし、原則として個別の案件ごとの委任は認めないものとする。ただし、特定ＪＶについては、個別の案件ごとに、委任状を提出させるものとする。
- 3 2の年間委任状については、次のとおりとする。
 - (1) 提出先 電子入札を行う契約担当者等
 - (2) 提出時期 年度の最初の入札に参加しようとするとき及び委任の内容に変更があったとき。
 - (3) 委任期間 原則として１年間
- 4 入札参加者等が共同企業体である場合にあっては、契約担当者等は、当該共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）の代表者から代表構成員の代表者に対して入札及び見積りに関する権限を委任する旨を記載した委任状（経常ＪＶにあっては、年間委任状）を提出させるものとする。

第8 紙入札による参加を承諾する基準及び取扱い

- 1 電子入札に係る手続の開始日（公告日又は指名通知日）から入札締切日時までの間に、入札参加者等から紙入札（紙見積り）参加承諾願（第1号様式）が提出されたときは、契約担当者等は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、入札手続に支障がないと認めた場合に限り、入札書による入札（以下「紙入札」という。）での参加を認めることとし、参加を認めた場合はその旨を、参加を認めなかった場合はその旨及びその理由を、当該入札参加者等に通知するものとする。
 - (1) 電子入札システムの障害等により、入札締切日時までに、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
 - (2) ＩＣカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなった場合
 - (3) その他やむを得ない事由があると認められた場合
- 2 契約担当者等は、1の規定により、紙入札での参加を認めたときは、当該入札参加者等について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。
- 3 契約担当者等は、当該入札参加者等について、紙入札参加者として承諾した後は、当該案件について、電子入札システムの使用を認めないものとする。
- 4 紙入札での入札への参加を認められる前に、当該入札参加者等から電子入札システムを使用して提出された申請書、添付資料等は、有効なものとして取り扱うものとする。

第9 公告、通知等

- 1 電子入札システムで執行する案件の公告及び指名の通知については、電子入札を行う旨を明記するものとする。
- 2 電子入札を行う建設工事及び建設関連業務の条件付き一般競争入札に係る入札参加資格の審査結果の通知その他これに類する審査結果等の通知は、電子入札システムを使用して行うものとする。
- 3 電子入札を行う案件に係る指名の通知は、電子入札システムを使用して行うものとする。
- 4 紙入札参加者については、2及び3の規定は適用しない。

第10 入札参加手続等に関する取扱い

- 1 建設工事及び建設関連業務の条件付き一般競争入札に係る入札参加資格審査申請その他これに

類する申請（当該申請の際に添付することとされている技術資料等の提出を含む。以下「申請等」という。）は、原則として電子入札システムを使用して行わせるものとする。

- 2 電子入札システムを使用して行われた申請等については、契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時点で到達したものとみなす。
- 3 技術資料等を持参又は郵送により提出させる基準及び取扱い
 - (1) 契約担当者等は、圧縮後の電子ファイルの容量が3MBを超える技術資料等については、持参又は郵送により受け付けるものとする。
 なお、この場合においても、入札参加者等は、電子入札システムを使用して、技術資料等に関する次の事項を通知しなければならない。
 ア 郵送又は持参する旨
 イ 発送又は持参予定年月日
 - (2) 持参又は郵送により受け付ける場合には、技術資料等提出書（第2号様式）及び技術資料等の一式を提出させるものとする。
 - (3) 技術資料等は公告等に定める提出期限までに必ず到着しなければならない。
- 4 申請等がされたときは、契約担当者等は、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。ただし、技術資料等が持参又は郵送により提出される場合にあっては、その到着後、速やかに発行するものとする。

第11 電子ファイルの作成基準

- 1 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のとおりとする。ただし、当該形式での保存時に損なわれる機能は、ファイルの作成時に使用してはならない。

使用アプリケーションソフト	保存するファイル形式
一太郎	契約担当者等が指定する形式
Microsoft Word	契約担当者等が指定する形式
Microsoft Excel	契約担当者等が指定する形式
その他のソフト	PDFファイル

- 2 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、ZIP形式とする。
- 3 入札参加者等から提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合には、直ちに閲覧等を中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者等に対し、ウイルス感染している旨を電話等で連絡し、書類の再提出の方法について協議するものとする。

第12 入札

- 1 電子入札は、入札参加者が電子入札システムを使用して、入札金額、氏名又は名称、くじ番号（000から999までの任意の3桁の数字とする。）等が記録されたもの及び工事費内訳書又は積算内訳書（契約担当者等が公告、指名の通知において提出を求めた場合に限る。以下「電子入札書等」という。）を契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うものとする。
- 2 電子入札の受付期間は、開札予定日の前日（その日が休日に当たるときは、その前日以前のその日に最も近い休日でない日）の午前9時から午後3時までを標準として、契約担当者等が定める。ただし、紙入札参加者の入札の受付日時は、開札予定日時とする。
- 3 契約担当者等は、電子入札を入札締切日時の経過後直ちに締め切り、その旨を入札参加者（紙入札参加者を除く。）に通知するものとする。
- 4 電子入札書等が提出されたときは、契約担当者等は、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

- 5 契約担当者等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録させた電子入札書等については、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。
- 6 入札辞退の届出は、書面によるほか、電子入札システムを使用して行うことができるものとする。
- 7 入札参加者の使用に係る電子計算機等の障害等により入札及び開札の日時を変更する場合の基準及び取扱い
 - (1) 入札参加者から入札締切日時までに入札参加者の使用に係る電子計算機等の障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合には、契約担当者等は、障害の内容と復旧の見込みについて、ヘルプデスク等へ調査依頼を行うものとする。この場合において、復旧までに相当の時間を要すると判断され、かつ、次のいずれかに該当する事由により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。
 - ア 天災
 - イ 広域・地域的停電
 - ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
 - エ その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）
 - (2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。
 - (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した後に、再度その旨を通知するものとする。
 - (4) (2)及び(3)の規定による通知については、電子入札システムを使用して行うことができない場合又は紙入札参加者に対する場合には、ファクシミリ等を使用して行うものとする。
- 8 契約担当者等の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更する場合等の取扱い
 - (1) 契約担当者等は、契約担当者等の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込み等についてヘルプデスク等へ調査依頼を行い、必要があるときは、入札若しくは開札の日時の変更を行い、又は紙入札に切り替えるものとする。この場合において、既に入札している入札参加者の電子入札書等は、有効なものとして取り扱うものとする。
 - (2) (1)の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。
 - (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時の決定後に、再度その旨を通知するものとする。
 - (4) 7(4)の規定は、(2)及び(3)の通知について準用する。
- 9 入札締切日時までに電子入札書等を提出していない入札参加者（紙入札参加者を除く。）については、入札を辞退したものとして取り扱うこととし、入札執行後にその理由等を確認するものとする。
- 10 青森県談合情報対応マニュアル（平成13年6月27日付け青監第471号。以下「談合マニュアル」という。）第1の2に定める調査を行う談合情報を得た場合の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 入札受付開始日時前に談合情報を得た場合
談合マニュアル第2の1に規定する手続によるものとする。この場合において、契約担当者等は、紙入札に切り替えることができるものとする。

(2) 入札受付開始日時以後に談合情報を得た場合

談合マニュアル第2の2に規定する手続によるものとする。この場合において、談合マニュアル第2の2中「入札書の写し」とあるのは、「契約担当者等の使用に係る電子計算機に表示される入札状況を印刷したもの」に読み替えるものとする。

第13 開札

- 1 契約担当者等は、入札が完了したことを確認し、電子入札システムを使用して開札するものとする。この場合において、契約担当者等は、立会者2名のほかに、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、開札する旨を告げるものとする。ただし、紙入札による入札者（以下「紙入札者」という。）がいないときに限り、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。
- 2 紙入札者がいるときの開札にあつては、開札日時に、紙入札者の面前で、入札書を開封する旨を告げるものとする。この場合において、立会者2名は、開封した入札書の金額、氏名又は名称及びくじ番号を、それぞれ1回ずつ明瞭に読み上げるとともに、契約担当者等の使用に係る電子計算機に入力するものとする。
- 3 契約担当者等は、契約担当者等の使用に係る電子計算機に表示される入札結果を確認して、その順位及び落札者を決定するものとする。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- 5 契約担当者等は、落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者（紙入札参加者を除く。）に対しては電子入札システムを使用して、紙入札者に対しては、その場において口頭で、落札者の氏名又は名称及び落札金額を通知するものとする。
- 6 開札の結果、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）の2に定める基準価格未満の入札があった場合には、同マニュアルに基づき処理するものとする。この場合において、同マニュアルの5の規定の適用については、契約意思の確認はファクシミリ等で行うことができるものとし、入札者（紙入札者を除く。）への宣言及び告知は、電子入札システムにより行うものとする。

第14 再度の入札及び落札者がいない場合の取扱い

- 1 再度の入札
 - (1) 1回目の入札の結果、最低価格入札金額が予定価格を上回った場合は、公告又は指名の通知においてあらかじめ再度の入札を行う旨を記載した場合に限り、1回を限度として、再度の入札を行うものとする。
 - (2) 再度の入札を行うこととなった場合は、紙入札参加者には口頭で、紙入札参加者以外の者には電子入札システムにより、最低価格入札金額、再度の入札を行う期間及び開札予定日を通知するものとする。
- 2 落札者がいない場合の取扱い
 - (1) 再度の入札の結果、落札者がいない場合で、予定価格と最低価格入札金額との差が少額であるときは、公告、通知等においてあらかじめ随意契約を行う旨を記載した場合に限り、最低価格入札者と随意契約を締結することができる。
 - (2) (1)により随意契約を締結する場合は、紙入札の参加者には口頭により、紙入札の参加者以外の者には電子入札システム、ファックス等によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 1及び2の開札については、第13の規定を準用する。

第15 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用して行った入札は、財務規則第142条第3号に該当するも

のとして無効とする。ただし、落札後に判明した場合には、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができる。また、ＩＣカードを不正に使用して入札を行った者については、青森県建設業者等指名停止要領（平成２年６月２８日付け青監第６３３号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。

第16 電子見積り

1 準用規定

第６から第10まで、第12、第13、第14の１及び第15の規定は、電子見積りを行う場合に準用する。

2 電子見積りの見積金額

- (1) 電子見積りの見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めない金額とする。
 - (2) 紙見積り（見積書による見積りをいう。）で参加する者は、消費税及び地方消費税相当額を含めない金額で見積書を提出するものとする。再度の見積りを行う場合で、契約担当者等の都合により電子見積りから見積書を徴取する見積りに切り替えたときも、同様とする。
- 3 ３回目以降の再度の見積りを行うことは妨げない。

第17 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札及び電子見積りに係る事務の取扱いについては、財務規則、青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成２０年６月９日付け青監第２２４号）、各部で定める建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領その他の競争入札に係る事務の取扱いに関する要領等の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成１８年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年１１月２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成２５年１２月６日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事等電子入札運用基準の規定は、平成２５年１０月１日以後に締結する建設工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事の請負契約であっても、平成２６年３月３１日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成３１年３月１３日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事等電子入札運用基準別紙の１２の規定は、平成３１年４月１日以後に締結する建設工事の請負契約のうち、平成３１年１０月１日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年７月４日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月27日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事等電子入札運用基準の規定は、施行日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の指名通知又は随意契約に係る見積りの依頼を行う契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第8関係）

年 月 日

長 殿

（建設業許可番号）
住 所
商号 又は 名称
代 表 者 氏 名

紙入札（紙見積り）参加承諾願

下記の工事（業務）の入札（見積り）については、下記の理由により電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札（紙見積り）による参加を承諾してください。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 電子入札システムにより参加することができない具体的な理由

上記について承諾します。

なお、今後は、当該案件について電子入札システムを使用した手続は行わないでください。

また、入札（見積り）の際は、入札執行日の開札時間（見積書徴取日の開封時間）までに入札書（見積書）を持参してください。

年 月 日

殿

長 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第10関係）

年 月 日

長 殿

(建設業許可番号)

住 所

商号 又は 名称

代 表 者 氏 名

技 術 資 料 等 提 出 書

下記の工事（業務）の入札参加に必要な技術資料等について提出します。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 提出する書類の名称

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙 公共土木施設維持管理等業務

除（排）雪業務、道路維持補修業務、道路環境美化対策業務、道路管理業務、植栽維持管理業務、街路樹剪定業務、防雪作業業務、路面清掃業務、除草業務、河川管理業務、海岸管理業務、砂防管理業務、ダム管理業務、公園管理業務、港湾管理業務、県営住宅管理業務、除雪作業集計業務及び特殊車両通行許可審査業務